

2018年度 学生起業家を対象とした奨学金の応募要領

1.資格

2018年4月現在、次の各号の全てに該当する方とします。

- (1) 考え方が優れている者
- (2) 公正かつ自由な経済活動の発展に寄与するという高い志と熱意を有する者
- (3) 首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）に法人本店登記をしている学生起業家
- (4) 当財団の指定する首都圏大学(本部校舎所在地が東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県。大学院を含む)に在籍する者
- (5) 2018年4月1日現在26才以下の者

2.給付金額

大学生 年額30万円(月割・給付型)

大学院生 年額100万円(月割・給付型)

当財団の奨学金は給付型であり、奨学金給付規程第9条第2号、同条第3号、第4号又は第7号の各規定に該当する場合を除き、原則として、返済義務を負いません。

3.給付期間

2018年4月から1年間(大学又は大学院在籍中に限る)

4.スケジュール

応募期間：2018年2月19日(月)～3月8日(木)

書類審査期間：2018年3月9日(金)～3月19日(月)

面接審査日：2018年3月22日(木)

選考結果仮採用決定開示日：2018年3月26日(月)

奨学金給付通知授与式：2018年3月29日(木)

初回給付日：2018年4月27日(金)

※奨学金給付通知書の交付により、奨学生が決定されます。

※奨学金給付決定通知書は奨学金給付通知授与式(兼交流食事会)にて交付します。原則として、同授与式を欠席する場合には奨学生の採用が取り消されますので、必ずご出席ください。

5.応募方法

応募期間の間に次の各号に掲げる書類を事務局メールアドレスまで提出してください。

- (1) 当財団が指定する申込書(指定書式)
- (2) 住民票記載事項証明書(個人番号が記載されていないものに限る。)
- (3) 在学証明書
- (4) 法人登記簿謄本(履歴事項証明書)
- (5) パーソナル・ステイトメント(WORD形式、A4用紙1枚、横書き、大学生400字以内・大学院生800字以上1,200字以内・それぞれ句読点を含む、を厳守)
 - ・どのような会社になりたいか
- (6) 事業内容を示す書類(事業報告書)
 - ・事業の展望
 - ・決算書(設立後全期分※)、未決算の場合は月次試算表(設立後全月分)
 - ・会社概要書
- (7) 証明写真(縦36・40mm×横24・30mm、縦横比率4：3)

※決算書は奨学生期間中、半期ごとに提出のうえ定められた時期に事業報告をして頂きます。

※応募方法と書式・様式が異なる応募書類は選考対象外とさせていただきます。

※応募前に、当財団 WEB サイトに掲載している「[学生起業家に対する奨学金給付に関する規程](#)」を必ずお読みください。

※奨学生に採用された場合は、当財団から提示する誓約書・同意書を提出して頂きます。また、当財団は、氏名、学歴(最終学歴)、年齢、プロフィール写真または動画(当財団にて撮影)、出身地(都道府県及び郡市区まで)、現住所(都道府県及び郡市区まで)、研究成果、受賞歴、パーソナル・ステイトメント及び公開論文等を当財団 WEB サイトに公開することができるものとします。

※奨学生は、当財団事務局の指示に従い、必要な手続等は怠りなく行い、当財団にて開催するイベント等には原則として出席して頂きます。

※応募者の個人情報、法令の定めるところに従い、適正な取扱いを行います。

※ご提出いただいた応募書類は返却しません。

6.募集人数

若干名

7.選考方法

書類選考及び面接にて選考します。面接時間は書類選考通過者のみ追って通知します。

8.選考結果通知方法

選考結果は当財団 WEB サイト(<http://sasakitaijuikueikai.or.jp>)にて発表します。

※選考理由については開示しません。

9.お問合せ先・応募書類提出先メールアドレス

一般財団法人佐々木泰樹育英会 事務局 担当：羽部浩志

Mail：jimukyoku@sasakitaijuikueikai.or.jp

※応募書類はメール添付にて提出して下さい。

※電話でのお問合せは受け付けておりません。

注記：当財団は大学・大学院における成績表を不問とします。その理由は、当財団は幅広い大学・大学院等を対象としているため、絶対評価とはならない点で奨学生の選考資料として不合理であると思われるためです。

〒104-6591 東京都中央区明石町 8 番 1 号 聖路加タワー40 階

(トゥループロパティマネジメント株式会社内)

©2016-2018 佐々木泰樹育英会